

ジェイティービー健康保険組合付加給付支給手続規程

(平成 13 年 3 月 14 日健保名称変更)

(法改正平成 14 年法律第 102 号による一部改定)

(規約改正平成 15 年 1 月 10 日による一部改定)

(規約改正平成 19 年 4 月 1 日による一部改定)

(規約改正平成 19 年 8 月 1 日による一部改定)

(平成 22 年 5 月 1 日一部改定)

(令和 4 年 4 月 1 日一部改定)

(目 的)

第1条 この規程は規約第 45 条第 3 項に基づき付加給付の支給手続を行うに必要とする事項を定め、事務の適正化と事業運営の円滑化を図ることを目的とする。

(訪問看護療養費付加金)

第2条 (削除)

(出産育児一時金付加金)

第3条 出産育児一時金付加金を請求する場合は、健保組合の所定の様式に所要事項を記入のうえ、市町村長または医師、助産婦において分娩の事実を証明した書類を添付して請求するものとする。

(埋葬料付加金)

第4条 (削除)

(家族療養費付加金)

第5条 家族療養費付加金の請求については、社会保険診療報酬支払基金を経由する診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書にかかる分については、当該明細書を健保組合で受領したとき、または第 2 家族療養費にかかるものについては、法定給付の請求書を健保組合が受領したときにそれぞれ被保険者より請求があったものとみなす。

(合算高額療養費付加金)

第6条 合算高額療養費付加金の請求については、社会保険診療報酬支払基金を経由する診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書にかかる分については、当該明細書を健保組合で受領したとき、または療養費・第 2 家族療養費にかかるものについては、法定給付の請求書を健保組合が受領したときにそれぞれ被保険者より請求があったものとみなす。

(請求方法)

第7条 付加給付は原則として法定給付の請求と同時に請求するものとする。

なお、給付を受ける権利は 2 年を経過したときは、時効によって消滅する。

(添付書類の省略)

第8条 第 3 条から第 4 条までの添付書類については法定給付の請求書に添付した場合は、これを省略することができる。

(支給時期)

第9条 付加給付は毎月2回支給する。

(支給方法)

第10条 付加給付の支給は、銀行振込もしくは現金により支給する。

附 則

1. (全面改正)

この規程は昭和63年8月1日より施行する。

なお、昭和32年4月1日施行の「日本交通公社健康保険組合附加給付支給規程」は昭和63年7月31日限り廃止する。

2. (出産育児附加金の創設)

この改正規程は平成6年10月1日より施行する。

ただし、平成6年10月1日前の分娩にかかる分娩附加金及び育児手当附加金については、なお従前の例による。

3. (訪問看護療養附加金の創設)

この改正規程は平成7年3月分より適用する。

4. (配偶者出産育児附加金、家族埋葬料附加金の廃止)

この改正規程は、平成11年4月1日から適用する。

ただし、平成11年4月1日前の出産にかかる配偶者出産育児附加金及び平成11年4月1日前の死亡にかかる家族埋葬料附加金の支給については、なお従前のものとする。

5. 法改正(平成14年法律第102号)により、各該当条文中の「附加」の字句を「付加」に改める。また、平成15年1月10日規約改正により、第1条中「規約41条」を「規約第45条」に改める。

6. 平成19年4月1日施行の規約第50条の削除に基づき、第4条2項の「埋葬費付附加金」は削除する。この改定は平成19年4月1日以降の死亡から適用する。

7. 平成19年8月1日施行の規約第45条の一部改定に基づき、第2条、3条、5条、6条の給付科目にそれぞれ「費」を追加する。

8. 第7条(請求方法)に時効にかかわる「なお書き」を追加し、平成22年5月1日から施行する。

9. 第2条、第4条を削除、第9条の一部条文を削除し、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和4年4月1日前の死亡にかかる埋葬料付附加金の請求については、なお従前のものとする。